（国立公園調整官の職務）

第十六条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、利用拠点再生専門官、用地保全専門官、滞在環境整備専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

（削る）

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十四条　国立公園保護管理企画官は、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官の所掌に属するものを除く。）を行い、自然保護官及び国立公園管理官の指揮監督を行う。

第二十五条～第三十条　（略）

（滞在環境整備専門官の職務）

第三十一条　滞在環境整備専門官は、国立公園における来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設の整備等に関する専門の行政事務を行う。

（環境再生・廃棄物対策部に置く課等）

第四十条　環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。

環境再生・廃棄物対策総括課

環境再生課

仮置場対策課

放射能汚染廃棄物対策課

（削る）

2　（略）

（環境再生・廃棄物対策総括課の所掌事務）

第四十一条　環境再生・廃棄物対策総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境再生・廃棄物対策部の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、環境再生・廃棄物対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生課の所掌事務）

第四十二条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）

（国立公園調整官の職務）

第十六条　国立公園調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務のうち、自然環境の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案に参画し、並びに国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官及び国立公園管理官の行う職務を統括する。

（生態系保全専門官の職務）

第二十四条　生態系保全専門官は、固有の生態系が成り立っている地域における当該生態系の保全に関する専門の行政事務を行う。

（国立公園保護管理企画官の職務）

第二十五条　国立公園保護管理企画官は、国立公園の保護及び整備に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（国立公園利用企画官の所掌に属するものを除く。）を行う。

第二十六条～第三十一条　（略）

（新設）

（環境再生・廃棄物対策部に置く課等）

第四十条　環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。

（新設）

環境再生課

仮置場対策課

放射能汚染廃棄物対策課

減容化施設整備課

2　（略）

（新設）

（環境再生課の所掌事務）

第四十一条　環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

三　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

四・五　（略）